

第8章 食品衛生

食品の製造・加工技術、保存技術、流通システムの進歩、国際化に伴う食品輸入量の増加などにより、私たちの食生活は大変豊かなものになってきた。しかし、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌、カンピロバクターによる食中毒は年間を通じて発生していることに加え、近年は食品への異物混入や食品表示偽装など食品の安全性に対する信頼を揺るがす事件も多く発生している。さらに、平成23年の福島第1原子力発電所の事故に伴い、食品中の放射性物質検査の実施が求められている。

このため、平成26年度川崎市食品衛生監視指導計画(以下「監視指導計画」という。)に基づき、一斉監視等の各種事業を展開した。

§ 1 食品関係営業施設及び監視状況

監視指導計画に基づき監視指導を実施した。

また、近年、腸管出血性大腸菌による死者を伴う大規模食中毒事件が多発したことを受け、浅漬製造施設や生食用食肉・内臓肉を取り扱う施設に対し監視指導を実施するとともに、消費者に対して注意喚起を実施し、食品の安全性確保に努めた。

表236 食品衛生監視員資格別配置

平成26年4月1日現在

	総数	健康福祉局			保健所							
		総数	食品安全担当	中央卸売市場食品衛生検査所	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
総数	9	2	1	1	7	1	1	1	1	1	1	1
	11	4	2	2	7	1	1	1	1	1	1	1
	42	11	7	4	31	7	3	5	4	4	4	4
獣医師	6	1	1	-	5	1	1	1	-	1	-	1
	4	1	1	-	3	1	1	1	-	-	-	-
	29	9	6	3	20	5	1	2	3	4	3	2
薬剤師	3	1	-	1	2	-	-	-	1	-	1	-
	7	3	1	2	4	-	-	-	1	1	1	1
	13	2	1	1	11	2	2	3	1	-	1	2
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 保健所の課長は兼務。係長は課長補佐を含む。係長、課員は代替職員を含め、食品衛生を主たる業務とする者のみ。

資料 : 健康安全部健康危機管理担当

表237 食品衛生監視

	許可を要する施設(注)						許可を要しない施設				
	総施設数	監視総数	内訳1(注)		内訳2(注)		総施設数	監視総数	内訳		
			許可前	許可後	食品衛生法関係業種	県条例関係業種			報告営業(給食施設を除く)	給食施設	縁日祭礼及び配食ボランティア調理施設
平成24年度	18,765	18,459	1,976	16,483	18,433	26	8,756	8,504	7,041	1,416	47
25	18,774	19,541	2,123	17,418	19,158	383	8,994	10,887	9,335	1,514	38
26	18,800	17,650	2,245	15,405	17,379	271	9,429	9,930	8,444	1,467	19
川崎	5,951	2,909	679	2,230	2,899	10	2,250	657	482	165	10
幸	2,024	2,100	235	1,865	2,090	10	878	686	518	167	1
中原	3,471	2,806	584	2,222	2,805	1	1,793	1,215	976	238	1
高津	2,344	1,994	226	1,768	1,994	-	977	880	682	196	2
宮前	1,686	2,620	161	2,459	2,618	2	1,285	2,175	1,947	227	1
多摩	2,044	1,832	230	1,602	1,830	2	1,491	1,307	1,073	233	1
麻生	1,280	1,706	130	1,576	1,706	-	755	1,143	911	231	1
食品専門監視担当 (保健所同行数を再掲)	—	1,683 (78)	— (17)	1,683 (61)	1,437 (78)	246 (0)	—	1,867 (20)	1,855 (17)	10 (2)	2 (1)

注) 食品衛生法及び魚介類行商等に関する条例関係業種の合算。神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例関係業種を除く
神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例関係施設については別表にて計上

内訳1については許可前/許可後の別、内訳2については関係する法令ごとの集計とした。

資料 : 健康安全部健康危機管理担当